平成２５年（フ）第３０１８号
大阪市生野区中川西１丁目８番６―706号
債務者　松村　隆章
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０５号
大阪市西区立売堀６丁目６番６―707号
債務者　石田　洋要（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２０号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―713号
債務者　池田　**隆**通
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５７号
大阪府高槻市浦堂２丁目19番９号
債務者　西村　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目13番13―101号
Ｓｋｙ　Ｇａｒｄｅｎ
債務者　谷﨑　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第７７号
沖縄県中頭郡中城村字泊360番地
債務者　小橋川尚也
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第９８号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目16番20号　ＩＫアパート３－Ｂ
債務者　大城　安彦
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６３号
静岡県菊川市半済1142番地の１
破産者　有限会社井指管工
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
京都府木津川市木津南後背185番地７、営業所の所在地三重県熊野市有馬町5821番地37
破産者　さんたうんこと　尾関　珠美
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１０２３号
札幌市白石区平和通14丁目北２番１号
破産者　有限会社ダクトシステム
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１号
仙台市若林区卸町東２丁目２番１号
破産者　株式会社ベリーズ
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
群馬県高崎市高関町375番地２
破産者　有限会社エーアール実業グループ
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３５号
群馬県高崎市上中居町493番地３
破産者　株式会社ジオン
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７１号
埼玉県所沢市東所沢１丁目20番地の５
破産者　有限会社ケイ・テイ・エス
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県長生郡白子町剃金2730番地６　フラワーパレス白子107
破産者　車谷　昌弘
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
東京都福生市武蔵野台２丁目３番地７ファインコート武蔵野台Ａ―105号室
破産者　伊藤ヒロ子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３８２号
東京都福生市武蔵野台２丁目３番地７ファインコート武蔵野台Ａ―105号室
破産者　伊藤真由美（旧姓小川）
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
静岡県駿東郡長泉町下長窪119番地の７
破産者　株式会社ＢＥＡＭ４
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２５号
名古屋市北区光音寺町２丁目23番地
破産者　三協システム有限会社
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部